

■ Article ■

マイナンバー制度 ～税理士が関わる本人確認～

日税連規制改革対策特別委員会副委員長・税理士 宮本 雄司

マイナンバー制度が導入され、実際に税理士業務として個人番号を取り扱う中で疑問に思う事項があることと思われる。本人確認についての質問も各税理士会に寄せられている。

本人確認は、番号が正しいことの確認(番号確認)及び番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)の総称である。仮に個人番号の提供を受ける際にその真正性の確認を行わないとすると、他人の個人番号を使ったなりすまし等が横行する危険性がある。そのリスクを防止するため、番号法において本人確認が義務付けられている。

本稿で、税理士が関わる本人確認について解説する。

I 本人確認

1. 概要

本人確認は、①番号確認及び②身元(実存)確認の2つから成り立っており、本人確認書類・方法等は、番号法令、告示等で示されている。

本人確認書類のうち個人番号カードは、個人番号が記されており、かつ、顔写真付きの身分証明書としても使用することができる。すなわち、個人番号カードは、一枚で本人確認(番号確認及び身元確認)が可能である。個人番号カードのほか、番号確認書類としては、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等がある。また、身元確認書類としては、運転免許証、パスポート等がある。

これらの本人確認書類は、対面で個人番号の提供を行う場合には、提示が原則である。ただし、申告書等を税務署の窓口を持参して提出する場合は、混雑緩和の観点から写しの提出が推奨されている。また、郵送の場合は写しの提出ということになる。

本人確認書類の写しを受け取った者は、手続きが終了し、必要がなくなり次第、廃棄しなければならない。

2. 代理人に対する本人確認

代理人から個人番号の提供を受ける場合の本人確認は、①代理権の確認、②代理人の身元確認及び③本人の番号確認が行われる。

税理士が代理で税務当局に個人番号を提供する場合には、①代理権の確認は税務代理権限証書、②代理人である税理士の身元確認書類は税理士証票、③本人の番号確認は本人の通知カードの写し等により行われる。

なお、電子申告の場合は、①代理権の確認は税務代理権限証書データ又は納税者の利用者識別番号(国税)、利用者ID(地方税)の入力・送信、②代理人である税

理士の身元確認は税理士の電子証明書、③本人の番号確認は税務当局がシステムに照会して行う。そのため、別途、本人確認書類を提出する必要はない。電子申告は従来どおり行うことができる。

3. 本人確認を行う者

個人番号利用事務実施者(※1)及び個人番号関係事務実施者(※2)は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、本人確認をしなければならない(番号法第16条、番号法施行令第12条第2項)。本人確認が義務付けられているのは「個人番号利用事務実施者」及び「個人番号関係事務実施者」であり、「本人又は代理人から提供を受けるとき」に本人確認を行う義務がある。そのため、本人確認の必要性を判断するためには、自身の「立場」(個人番号関係事務実施者であるか否か、本人又は代理人であるか否か)の理解が必要である。

・・・・・・・・・・用語解説・・・・・・・・・・

※1

行政機関等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用する事務を「個人番号利用事務」といい、「個人番号利用事務」を行う者である行政機関等を「個人番号利用事務実施者」という。

※2

各種法定調書、被保険者資格取得届等に他人の個人番号を記載し、行政機関等に提出する事務(個人番号利用事務に関する事務)を「個人番号関係事務」といい、「個人番号関係事務」を行う者を「個人番号関係事務実施者」という。

(注) 個人番号利用事務実施者、個人番号関係事務実施者は、それぞれ委託を受けた者を含む(個人番号利用事務実施者から委託を受けた者は個人番号利用事務実施者となり、個人番号関係事務実施者から委託を受けた者は個人番号関係事務実施者となる)。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

II 税理士の立場及び本人確認

税理士は、一事業者として、また、税理士業務において、個人番号を取り扱う。個人番号を取り扱う業務の種類により、番号法上の立場が異なる。ケースごとの税理士の立場及び本人確認の必要性を考察する。

1. 税理士自身又は税理士事務所の業務

(1) 個人番号を提供する本人の立場

a. 「税理士が自身の所得税の申告書等の作成・提出を行う際に、税理士本人の個人番号を取り扱うケース」

当該ケースは、税理士が自身の個人番号を取り扱う事務である。税理士は「本

人」である。本人から個人番号利用事務実施者(税務署)への個人番号の提供であるため、本人確認が行われる(税務署が税理士に対し、本人確認を行う)。

- b. 「講演の依頼者等から、報酬の支払調書の作成のために、税理士自身の個人番号の提供を求められるケース」

当該ケースは、税理士は、クライアントや講演・原稿等の依頼者から、個人番号の提供を求められ、自身の個人番号を提供する「本人」である。また、原稿の依頼者等は、他人(税理士)の個人番号を取り扱う「個人番号関係事務実施者」である。本人から個人番号関係事務実施者への個人番号の提供であるため、本人確認が行われる(原稿の依頼者等が税理士に対し、本人確認を行う)。

(2) 個人番号関係事務実施者の立場

「税理士事務所職員の給与所得に係る源泉徴収票(税務署提出用)等の作成・提出、健康保険・厚生年金保険事務等を行う際に、従業員等の個人番号を取り扱うケース」

当該ケースは、税理士が一事業者として、他人(事務所の従業員等)の個人番号を取り扱う事務である。他人の個人番号を取り扱うため、税理士は個人番号関係事務実施者に該当する。個人番号関係事務実施者(税理士)から個人番号利用事務実施者(行政機関等)への個人番号の提供であるため、本人確認は行われず(行政機関等は従業員等の本人確認を行わない)。

ただし、税務署等に提出する書類に税理士自身の個人番号を記載(例えば、源泉徴収票に支払者として記載)する場合には、その部分の事務は、税理士自身の個人番号を取り扱う事務となり、本人(税理士)から個人番号利用事務実施者(税務署等)への個人番号の提供となるため、本人確認が行われる(税務署等が税理士に対し、本人確認を行う)。

2. 税理士業務

(1) 例1

税理士が、個人の納税者(控除対象配偶者あり)から依頼を受け、所得税の確定申告書を作成、税務署に提出する場合の個人番号の流れを例にとり、各々の「立場」と本人確認について確認する。

イ. 納税者の個人番号

本来(税理士に委嘱せず、自身で行う場合)はクライアントが自身の個人番号を取り扱う事務である。他人の個人番号を取り扱わないため、クライアントは個人番号関係事務実施者に該当しない。税理士が当該事務(個人番号関係事務ではない)の委嘱を受けた場合には、税理士は個人番号関係事務実施者に該当せず、クライアントの代理人の立場となる。

① 納税者から税理士へ

納税者は「本人」、税理士は「代理人」である。本人から代理人への個人番号の提供であるため、本人確認の必要はない(税理士は納税者の本人確認をする必

要はない)。

②税理士から税務署へ

税理士は申告書に納税者の個人番号を記載して税務署に提出する。税理士は「代理人」、税務署は「個人番号利用事務実施者」である。代理人から個人番号利用事務実施者への個人番号の提供であるため、本人確認が行われる(税務署が税理士に対し、代理人に対する本人確認を行う)。

※ 番号法上、①の段階では本人確認は義務付けられていないが、②の段階において税理士は税務署から代理人に対する本人確認を受けることになる。その際に、納税者本人の番号確認書類が必要となるため、①の段階において番号確認書類の写しの提供を受ける必要がある(電子申告の場合には、税務署に番号確認書類を提出する必要はないため、本人から写しを提供してもらう必要はない。ただし、正確に記載するために個人番号の確認をした方がよい)。

ロ. 控除対象配偶者の個人番号

本来はクライアントが他人(控除対象配偶者)の個人番号を取り扱う事務である。他人の個人番号を取り扱うため、クライアントは個人番号関係事務実施者に該当する。税理士が当該事務(個人番号関係事務)の委託を受けた場合には、税理士は個人番号関係事務実施者に該当する。

①控除対象配偶者から納税者へ

控除対象配偶者は「本人」、納税者は「個人番号関係事務実施者」である。本人から個人番号関係事務実施者への個人番号の提供であるため、本人確認が行われる(納税者が控除対象配偶者に対し、本人確認を行う)。

②納税者から税理士へ

納税者は「個人番号関係事務実施者」、税理士は「個人番号関係事務実施者」である。個人番号関係事務実施者から個人番号関係事務実施者への提供であるため、本人確認の必要はない(税理士は控除対象配偶者の本人確認をする必要はない)。

③税理士から税務署へ

税理士は申告書に控除対象配偶者の個人番号を記載して税務署に提出する。税理士は「個人番号関係事務実施者」、税務署は「個人番号利用事務実施者」である。個人番号関係事務実施者から個人番号利用事務実施者への提供であるため、本人確認は行われ(税務署は控除対象配偶者の本人確認を行わない)。

(注) 税理士は、上記イ. において「代理人」、ロ. ②③において「個人番号関係事務実施者」である。所得税の確定申告書の作成・提出というひとつの手続きを異なる立場で行っていることになる。換言すれば、申告書作成・提出事務には、本人(又は代理人)に係る事務と個人番号関係事務とが混在しているのである。

(2) 例2

税理士がクライアントとの業務委嘱契約等に基づき、クライアントの給与所得

に係る源泉徴収票の作成・提出事務を行う場合の個人番号の流れを例にとり、各々の「立場」と本人確認について確認する。

イ. 従業員等の個人番号

本来はクライアントが他人(従業員等)の個人番号を取り扱う事務である。他人の個人番号を取り扱うため、クライアントは個人番号関係事務実施者に該当する。税理士が当該事務(個人番号関係事務)の委託を受けた場合には、税理士は個人番号関係事務実施者に該当する。

①従業員等からクライアントへ

従業員等は「本人」、クライアントは「個人番号関係事務実施者」である。本人から個人番号関係事務実施者への個人番号の提供であるため、本人確認が行われる(クライアントが従業員等に対し、本人確認を行う)。

②クライアントから税理士へ

クライアントは「個人番号関係事務実施者」、税理士は「個人番号関係事務実施者」である。個人番号関係事務実施者から個人番号関係事務実施者への提供であるため、本人確認の必要はない(税理士は従業員等の本人確認をする必要はない)。

③税理士から税務署へ

税理士は源泉徴収票に従業員等の個人番号を記載して税務署に提出する。税理士は「個人番号関係事務実施者」、税務署は「個人番号利用事務実施者」である。個人番号関係事務実施者から個人番号利用事務実施者への提供であるため、本人確認は行われない(税務署は従業員等の本人確認を行わない)。

ロ. クライアントの個人番号

本来はクライアントが自身の個人番号を取り扱う事務である。他人の個人番号を取り扱わないため、クライアントは個人番号関係事務実施者に該当しない。税理士が当該事務(個人番号関係事務ではない)の委嘱を受けた場合には、税理士は個人番号関係事務実施者に該当せず、クライアントの代理人の立場となる。

①クライアントから税理士へ

クライアントは「本人」、税理士は「代理人」である。本人から代理人への個人番号の提供であるため、本人確認の必要はない(税理士はクライアントの本人確認をする必要はない)。

②税理士から税務署へ

税理士は源泉徴収票にクライアントの個人番号を記載して税務署に提出する。税理士は「代理人」、税務署は「個人番号利用事務実施者」である。代理人から個人番号利用事務実施者への個人番号の提供であるため、本人確認が行われる(税務署が税理士に対し、代理人に対する本人確認を行う)。

3. 講ずべき安全管理措置

番号法上、安全管理措置が義務付けられているのは、個人番号利用事務実施者

及び個人番号関係事務実施者である(番号法第12条)。代理人の立場で個人番号を取り扱う場合には、番号法上は適切な管理が義務付けられていないことになる。しかしながら、代理人の立場であろうとも個人番号を取り扱うことには変わりがないため、安全管理措置は必要不可欠である。また、個人番号に限ったことではないが、税理士法により守秘義務が課されていること(税理士法第38条及び第54条)、個人情報の漏えい等があれば損害賠償を求められる可能性があることに鑑みても、適切な管理は重要である。

Ⅲ 相続税の申告書等に係る本人確認

1. 納税者本人が申告する場合

相続税の申告書には、被相続人及び相続人の個人番号を記載しなければならない。被相続人の個人番号が不明の場合には記載せずに提出することも認められる。

複数の相続人が存在する場合、複数の相続人の個人番号を記載することになる(所得税の準確定申告書付表も同様である)。申告書や付表等に、相続人甲が自身の個人番号を記載して相続人乙に渡し、相続人乙が自身の個人番号を記載して相続人丙に渡す、ということも行われると推測される。この行為は、番号法上の個人番号の提供には該当せず、相続人間での本人確認は不要である。

相続人の本人確認は税務署が行う。申告書等を税務署に提出する際には、各相続人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となる。なお、被相続人の本人確認は行われないため、被相続人の本人確認書類は不要である。

※ このケースにおいて、相続人甲の個人番号が記載された申告書等を受け取った相続人乙は、番号法により、その個人番号を書き写すこと、コピーを取ること等はできない。申告書等の控えを保管する場合は、記載された個人番号をマスキングする等の措置が必要となる。

2. 税理士が代理で申告する場合

相続人甲から依頼を受け、税理士が代理で申告書等の作成・提出を行う場合には、その提出の際に、税理士は税務署から代理人に対する本人確認を受ける。

仮に、相続人甲からの依頼のみで、相続人乙、丙の税務代理を受嘱していない場合には、相続人甲の分の申告書のみの提出となる。当然のことながら、相続人乙、丙から個人番号の提供は受けられず、よって、申告書等には相続人乙、丙の個人番号は記載できない。

《関連ホームページ》

- 内閣官房 マイナンバーホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

- 個人情報保護委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/>

- 国税庁 マイナンバーホームページ
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>
- 日本税理士会連合会 マイナンバーホームページ
<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/mynumber/>

以上